

大垣市農業委員会第4回総会

令和8年1月5日（月）午後4時30分より、JAにしみの中部支店3階大会議室において、農業委員会総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席：農業委員（18名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
		12	下野 一郎	19	岡本 敏美
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

欠席委員（1名）

5	森 千尋				
---	------	--	--	--	--

出席：農地利用最適化推進委員（17名）

20	五島 貞次	27	市川 浩示	34	河合 裕満
21	大橋 耕司			35	山田 敏治
22	名和 善昭	29	廣瀬 悦治	36	上田 彰
23	國嶋 義雄	30	渡部 幸一	37	高木 正美
		31	高木 敏幸	38	谷川 利美
25	稲川 芳樹	32	川合 義晴		
26	清水 茂己	33	三摩 隆英		

欠席委員（2名）

28	傍島 勝美	39	江口 寛		
----	-------	----	------	--	--

その他の出席者（4名）

	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

【会長】

- ・ただ今から、大垣市農業委員会第4回総会を開催させていただきます。
- ・総会を開催するにあたり、議事録署名者を2名指名させていただきます。
- ・8番 清水農業委員、36番 上田農地利用最適化推進委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【他委員】

- ・異議なし

【会長】

- ・ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
- ・第4回総会の議題として、決議事項が1件ございます。
- ・決議事項第1号について、事務局から説明願います。

【事務局】

- ・決議事項第1号について説明させていただきます。
カラー刷りのA4 右上の資料1をご覧ください。
- ・決議に至る経緯としまして、過去に農業委員会に於いて農地転用にかかる農地法違反容疑で農業委員会会長や職員が収賄で逮捕された事案が発生しておりました。
例えば、令和元年に起きた、農業委員会会長による「奈良県安堵町の農地法違反」、大分県別府市において農地転用に関し、収賄で会長が逮捕される事件がございました。
このことから、
令和元年11月28日に全国農業委員会会長代表者集会において、綱紀保持のため、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議が行われました。
- ・その際、県農業会議を通じて、各農業委員会において、農業委員、農地利用最適化推進委員全員で「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を行うよう要請がございました。
- ・しかし残念ながら、最近では、高島市（滋賀県）の農地利用最適化推進委員が、自己所有地における廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、拘禁刑以上の刑が確定し、失職した件や、河南町（大坂府）では、事務局の職員が、上司に無断で書類に公印を押すなどしたとして、停職3か月の懲戒処分となった件がございました。
- ・毎年実施はしていることではございますが、あらためて、大垣市農業委員会としましては、綱紀保持のため、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をお願いするものでございます。
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さまに置かれましては、注意すべきことということで、お手元のカラー刷りの右上「資料1」の「信頼される農業委員会であるために」をご覧ください。
こちらは、昨年、11月26日に開催されました、「地域別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」にて皆様に配布された資料を抜粋したものでございます。

・資料1をご覧ください。

①「コンプライアンス」とは、法令順守を意味します。

農業委員・農地利用最適化推進委員は、非常勤とはいえ、地方公務員です。農地の許認可業務をする委員の皆様は、高い倫理観を持つことが求められるとしております。裏面をご覧ください。

「許可権限」を適正に執行するためのポイントが記載されております。

1 法律上の審査手続きを確実に踏むとしております。

定例会において、質疑応答などで、疑問点を解決することで、不許可相当の案件は許可をしておりません。

2 透明性を確保するとしております。

定例会は、公開として、定例会の開催につきましては、市の広報1日号にて開催日を載せております。

3 詳細で正確な記録を残すとしております。

これにつきましては、議事録をHPに公開しております。

以上、抜粋の説明でございましたが、委員の皆様におかれましては、お帰りになられましたら、この資料（全部で8ページ）を今一度お読みください。

・別にお配りしております、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、よろしく願いいたします。

【会長】

・ただいま事務局から、説明がございましたが、農業委員会委員の綱紀保持を図るため、今回の農業委員会総会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を行いたいと考えます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

・「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、皆様ご異議ございませんでしょうか。

【他委員】

・異議なし

【会長】

・ありがとうございました。本事項の決議につきましては、議事録を公開させていただきますので、ご承知おきください。

6 閉 会

【会長】

・本総会で、皆様に決議の同意いただきましたが、今後とも、農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

・これをもちまして、大垣市農業委員会第 4 回総会を終了させていただきます。

午後 4 時 47 分閉会